

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年5月14日

水曜日

第5374号

目次

規則

- | | |
|--|---|
| ○富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則 | 6 |

告示

- | | |
|----------------------------|----|
| ○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 | 7 |
| ○指定自立支援医療機関の指定 | 8 |
| ○指定自立支援医療機関の指定の更新 | 9 |
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止 | 10 |
| ○登録研修機関の登録 | |
| ○道路の供用開始 | 11 |
| ○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 | |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 12 |

公告

- | | |
|------------|----|
| ○建設業の営業の停止 | 13 |
|------------|----|

規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月14日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第38号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第29号中

家族等の連絡先	氏名		続柄		住所	※住所コード				電話	()
添付書類（該当するものを○で囲む。）	医師の診断書（下記のもの） 年金証書等の写し（ 級）・同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級）・同意書 精神障害者保健福祉手帳の写し 写真（縦4 cm×横3 cm）	既存手帳の有効期限				年 月 日					
		既存手帳の手帳番号									

を

添付書類（該当するものを○で囲む。）	医師の診断書（下記のもの） 年金証書等の写し（ 級）・同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級）・同意書 精神障害者保健福祉手帳の写し 写真（縦4 cm×横3 cm）	既存手帳の有効期限				年 月 日					
		既存手帳の手帳番号									
家族等の連絡先	氏名		続柄		住所	※住所コード				電話	()

に改める。

様式第32号中「届出者」を「届出者（本人）」に改める。

様式第34号中「申請者」を「申請者（本人）」に、

「1 汚損又は破損

2 紛失

を

」

「1 汚損又は破損

2 紛失

3 手帳の内容を変更するため

に改め、同様式備考 1 (3)を次のよ

（顔写真の追加、氏名・住所の変更等）」

うに改める。

- (3) 健康保険法第51条の3第1項に規定する書面、船員保険法第28条の2第1項に規定する書面、国民健康保険法第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律第22条第6項に規定する書面、国家公務員共済組合法第53条の2第1項（私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書面又は地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面、健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当法による児童扶養手当証書又は知事が適当と認めるもののうち2以上の書類

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（健康対策室）

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月14日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第39号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則の一部を改正する規則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成18年富山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

受診者が18歳未満の場合	個人番号															
	フリガナ													受診者との関係		
	保護者氏名															
	保護者住所 ※2	(郵便番号 —)												電話番号 ※2		
	保護者個人番号															

を

受診者が18歳未満の場合	個人番号															
	フリガナ													受診者との関係		
	保護者氏名															
	保護者住所 ※2	(郵便番号 —)												電話番号 ※2		
	保護者個人番号															

に、「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第9号中

保護者（受診者が18歳未満の場合に記入すること。）	個人番号															
	フリガナ													続柄		
	氏名															
	住所	(郵便番号 —)														

を

氏名	担当する医療 の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
大淵 尚	内科	みんなの高岡在 宅クリニック	高岡市本町2番 1号 北日本高 岡本町ビル3階	令和7年5月1日

浦田 隆司	整形外科	浦田クリニック	魚津市本江一丁目26番地	令和7年5月1日
加賀谷 侑	腎臓内科	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130番地	令和7年5月1日
高田 翔	脳神経外科	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130番地	令和7年5月1日
馬渡 俊樹	外科	富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院	滑川市常盤町119番地	令和7年4月4日
柴田 祥宏	内科・呼吸器内科・消化器内科・血液内科	庄川しばたクリニック	砺波市庄川町示野 462番地3	令和7年5月1日
中村 勝	内科	公立南砺中央病院	南砺市梅野2007番地5	令和7年5月1日

富山県告示第225号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和7年5月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
あいびい薬局福岡店	高岡市福岡町福岡新 148番	育成医療、更生医療	調剤	令和7年5月1日
アルプ薬局氷見店	氷見市上泉 624番	育成医療、更生医療	調剤	令和7年5月1日

富山県告示第226号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 14 日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
オガワ薬局	高岡市米島字表向 448番地 2	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
スギひかり薬局 定塚店	高岡市定塚 6 番 7 号	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
アルプ薬局早川 店	高岡市早川 516 番地 4	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
アルプ薬局こと ぶき店	砺波市平和町 144番地	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
アルプ薬局福野 店	南砺市高儀13番 地 6	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
クスリのアオキ 吉島薬局	魚津市北鬼江 311番地 1	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
クスリのアオキ 小杉薬局	射水市戸破1660 番地	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
えがお調剤薬局	黒部市堀高60番 地 1	育成医療・更生医療	調剤	令和 7 年 5 月 1 日
魚津病院ふれあ い訪問看護ステ ーション	魚津市友道 789 番地	育成医療・更生医療	訪問看護	令和 7 年 5 月 1 日

富山県告示第227号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年5月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
生活介護	令和7年4月30日	1610400192	社会福祉法人海望福祉会	魚津市仏田3468番地	デイサービスあんの里ありそ館	魚津市北鬼江1177番地

富山県告示第228号

登録研修機関の登録について

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条の規定により、登録研修機関として次のとおり登録したので、同法附則第24条第1号の規定により公示する。

令和7年5月14日

富山県知事 新 田 八 朗

登録番号	登録年月日	申請者		事業所		実施課程
		名称	主たる事業所の所在地	名称	所在地	
1620006	令和7年4月30日	ユーススタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	ユーススタイルカレッジ	富山県富山市清水町三丁目2-8グランドハイツ清水1階C号室	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修（特定の者対象）

富山県告示第229号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月14日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月14日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 八町大門線	射水市小島1132番から 射水市北野字南野1656番 3 まで	令和 7 年 5 月14日	高岡土木 センター

富山県告示第230号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業変更計画（上条中部地区）を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 5 月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業変更計画書（上条中部地区）の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 5 月14日から

令和 7 年 6 月11日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第231号

土地改良区の定款変更の認可について

上市川沿岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和7年5月7日認可した。

令和7年5月14日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第232号

土地改良区の定款変更の認可について

舟橋村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和7年5月7日認可した。

令和7年5月14日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第233号

土地改良区の定款変更の認可について

下条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 5 月 7 日認可した。

令和 7 年 5 月14日

富山県知事 新 田 八 朗

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 7 年 4 月28日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 商号 谷永工業

(2) 主たる営業所の所在地 富山市古沢36番地

(3) 代表者の氏名 谷永 圭次

(4) 許可番号 富山県知事許可（般－ 4 ）第 16894号

3 処分の内容

建設業法第28条第 3 項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業（注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、民間工事（次のいずれにも該当しないものをいう。）に係るもの

☐ 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

☐ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11

年法律第 117号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事

□ □及び□に掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うもの

(2) 停止を命ずる期間

令和 7 年 5 月 13 日から同月 15 日まで

4 処分の原因となった事実

谷永工業の代表者である谷永圭次は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第20条第 1 号及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第 552条第 1 項第 4 号、並びに刑法（明治40年法律第45号）第 221条前段に違反したとして、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の事実により、令和 6 年12月25日、富山簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、令和 7 年 1 月 15 日、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第 1 項第 3 号に該当する